public (transport)

水害統計調査への協力のお願い

三重県県土整備部河川課

「水害統計調査」は、洪水、内水、高潮、土石流等により、公益事業等施設、個人・法人が所有する一般資産及び河川、道路等の公共土木施設に発生した被害の実態を把握し、治水に係る各種行政施策の実施に必要な基礎資料を得ることを目的として国土交通省が行っております。

公益事業等水害統計調査は、毎年1 月1 日から12 月31 日までの1 年間に発生した水害による被害の実態を全国にわたって調査する「水害統計調査」の一部として、公益事業等が水害により被った物的被害額及び営業停止損失額等を把握する調査です。

職務御多忙中に誠に恐縮ですが、公益事業等水害統計は水害防止を図るための行政上の諸施策に資する貴重な資料となるものとなります。今後における水害の発生の防止を図るためにも、本調査にご協力をお願いします。

ご提出いただいた調査票は、都道府県において取りまとめの上、国土交通省において全国集計いたします。調査票は、この集計以外に使用されることはありません。

該当する被害が発生した場合に、調査にご協力いただける事業者様は、恐れ入りますが、「水害統計調査にご協力いただける」旨を平成２９年１月１６日（月）までに下記へご連絡ください。
連絡を頂き次第、調査票と記載の手引きをお送りいたします。

三重県　県土整備部　河川課　　事務担当：松田
ＴＥＬ：０５９－２２４－２６８２、ＦＡＸ：０５９－２２４－２６８４

【調査内容】
平成２８年１月１日から１２月３１日までの間に生じた水害により、三重県内において公益事業等が被った有形固定資産（土地及び建物を除く。）の物的被害額、営業停止損失額、営業停止期間及び営業停止数量について

【調査対象の「水害」とは】
この調査での「水害」とは下記の事象とし、その規模の大小を問いません。
① 河川（排水路、用水路、下水路等を含みます。）に係る洪水、内水等
② 海岸に係る高潮、津波等
③ 土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等
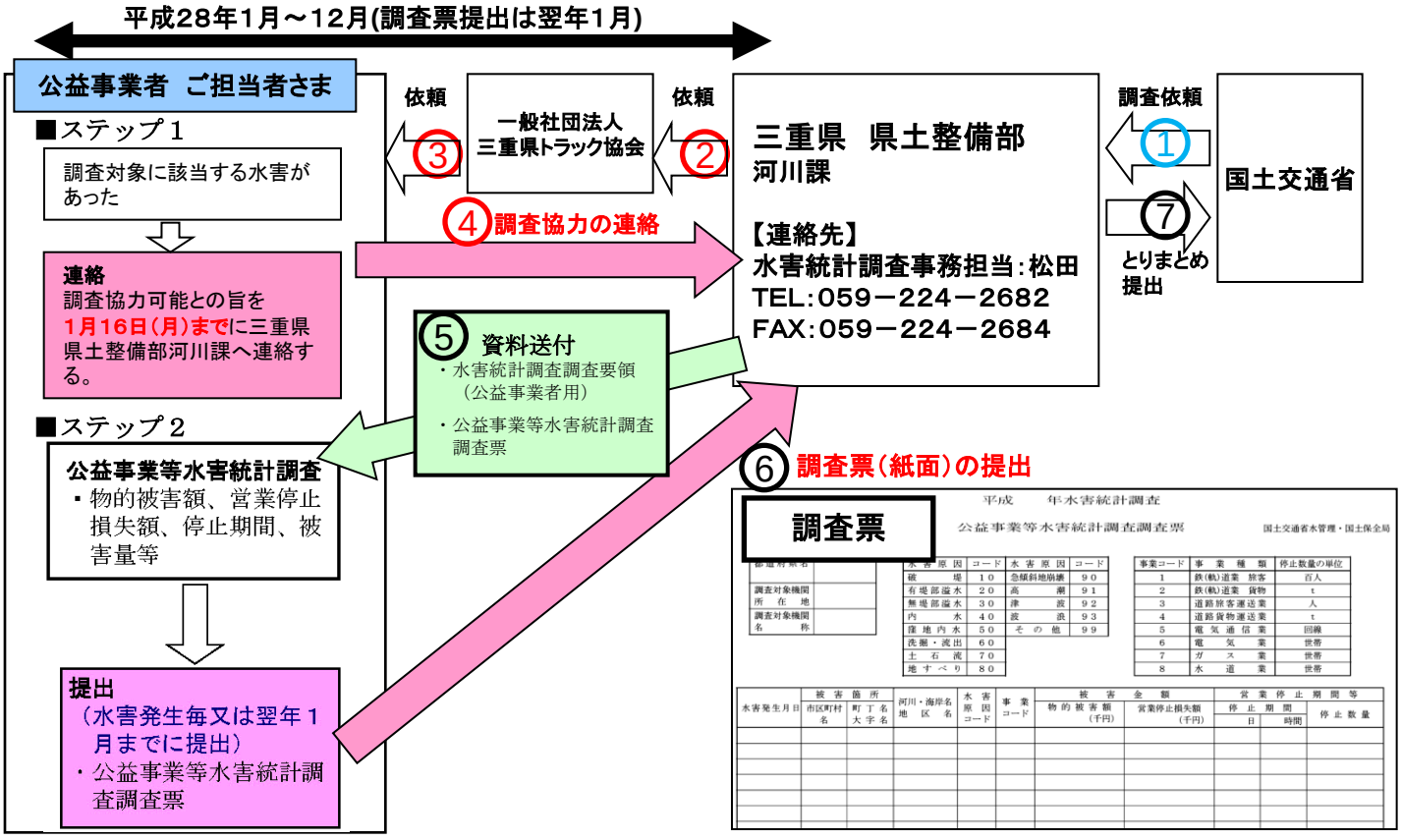
【平成２８年水害統計スケジュールと流れ】